

## 1人あたり**10万円**を給付します！

10万円を受け取るには申請が必要です。  
5月18日(月)に申請書を発送しています  
ので、忘れずに申請してください。



**申請  
期限**

令和2年  
**8月18日(火)**  
※当日消印有効

**給付対象者** 基準日(令和2年4月27日)に、日の出町住民基本台帳に記録されている方

**申請方法** (申請の詳しい方法は、郵送された資料をご覧ください。)

### 【郵送での申請方法】

日の出町役場から送付した申請書に必要な事項を記入いただき、下記の書類を同封のうえ返信用封筒で返送ください。

- ・特別定額給付金申請書
- ・世帯主の方の本人確認書類のコピー  
(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードのコピーなどいずれかひとつ)
- ・世帯主の振込口座が確認できる書類のコピー  
(必ず氏名、金融機関名、支店名(支店コード)、口座番号が確認できる面のコピー)

### 【マイナンバーを活用したオンラインでの申請方法

(マイナンバーカードが必要です)]

「マイナポータル」にアクセスいただき、必要事項を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし申請します。詳しい内容は、「マイナポータル」にてご確認ください。右のQRコードからアクセスいただけます。



問 産業観光課 商工観光係 内線 241 ~ 243



### 給付金を装った詐欺にご注意ください！

役場や総務省などが給付のためにATMの操作や手数料の振込を求めることは絶対にありません。

## 日の出町における新型コロナウイルスの 感染症患者の発生について

令和2年5月21日に、東京都が発表していた4月7日～5月3日までの感染症患者数の修正が東京都新型コロナウイルス感染症対策本部報第378報で公表され、58名の報告漏れが判明し、そのうちの1名が日の出町内の方であると西多摩保健所から連絡がありました。

東京都と保健所のデータ突合を行ったところ、同一患者の重複集計や発生届の未作成などの事例が見つかったため修正が行われたとのことでした。

町の施設利用者、又は学校や学童保育の関係者、介護保険サービス等の受給者に関しては、公衆衛生上必要な場合は、別途、東京都から情報提供があると思われませんが、現在のところ情報提供がないため、日の出町としては、これらに該当しない方と判断しています。

日の出町は、今後も国や東京都と連携し、適切な感染症対策と情報発信に努め、町民皆さまの健康を守るため取り組んでまいります。

問 いきいき健康課 健康推進係 内線 501

広報6月号の内容は5月25日(月)時点の内容です。  
今後、新型コロナウイルス感染拡大防止のため掲載内容が変更となる場合があります。  
最新の情報は町ホームページなどでお知らせしますので、ご確認ください。

